

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
観光協会会員内や、所属している広域観光団体等の地域づくりを手段や目的としている事業者や団体と連携を図り、自地域のディスティネーション化と広域観光周遊による、地域づくりを実践していく。
また、空き施設の有効活用や新規参入など、新たな事業者や既存事業者の新たな事業の支援を実施・検討する。
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
観光協会会員施設の個別顧客データを地域データとして集積し、共有・公開することにより、観光協会会員施設における地域データの活用を促進する。
また、ウェブリテラシーが不足している観光協会会員施設のフォローアップによるIT人材の育成支援も図る。
- c. 専門人材マッチング
観光協会会員施設間における、業務の切り分けと共通化を進め、スキマバイトアプリ等を活用し、人材の効率化と地域内での共有を進める。
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
電気自動車充電設備の設置要望や観光客に対する公共交通利用の呼びかけなどを通じ、低炭素化を図るとともに、商品やサービスの選定基準の一つに環境配慮を設け、環境負荷の少ないものを選定するよう心がける。
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
企業内外、地域内外問わず、ウェルネスの聖地としてブランド化を進め、関わるすべての人の健康を意識したコンテンツ開発を進める。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

取引先の選定や更新等においては当社の定款に基づき、地域経済の維持発展を選定基準に掲げ、また地域内の企業との取引においては、労務費や原材料費やエネルギーコストの高騰における適切な価格転嫁を進言していく。

②型管理などのコスト負担

~~「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。~~

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

支払サイトは、月末締め翌月末現金振込支払を基本とし、やむを得ず変更が必要な取引については、両社の合意を必須とする。

知的財産やデザイン物等を入手する際は、買取りまたは無償譲渡を基本とし、その他の場合においては、都度所有者の意思を確認することとする。また、人材育成によるノウハウの社内蓄積を促進しつつ、必要があるときはアウトソーシングすることを徹底し、他者への開示要求等は行わない。

2025年7月20日

一般社団法人孺恋村観光協会 代表理事・岡村径朗

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。